

令和2年度 岩美南小学校いじめ防止対策基本方針

岩美町立岩美南小学校

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本方針

〈いじめの定義①〉

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。(平成18年度以降の文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における定義)

〈いじめの定義②〉

「いじめ」とは、児童生徒に対し、一定の人間関係にある他の児童生徒によって行われる心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)で、対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの(いじめ防止対策推進法第2条1項/平成25年法律第71号)

いじめは人として決して許されない行為である。どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうることであり、という基本姿勢のもと、いじめ防止のために本校は以下の6つのポイントについて、全力で取り組むものとする。

(1) **学校教育活動全体で取り組む。**

教育活動全体を通じて、全ての児童生徒が、安心して豊かに生活できる学校づくりを目指す。

①地域の特色を生かした体験活動を行い、人や自然、社会との関わりを豊かにする。

(2) **いじめを生まない土壌づくりを進める。**

いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努め、「いじめを生まない土壌づくり」を目指す。

①体験活動や学校行事のねらいに、人権教育で育てたい資質・能力を位置づける。

②「あいさつ運動」を推進する。

「朝のあいさつ運動」の取組(児童会)を発展させ、各学級においても気持ちのよいあいさつが交わされる学級経営に努め、豊かな人間関係づくりを推進する。

③「ほかほか言葉」を推奨する。

「ありがとう」「すごいね」「がんばってるね」等の、相手を思いやりその場を和ませるようなことばの大切さを考えさせ、積極的に使用するように推奨する。

④体験活動や学校行事等のねらいに、人権教育で育てたい資質・能力を位置づける。

⑤人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

⑥道徳の授業で「いじめは決して許されないことである」ということを指導する。

⑦児童が主体となっていじめのない学校を目指すことができるよう、あいさつ運動や人権週間の取組等、支援・指導を行う。

(3) **児童の自尊感情を育む。**

児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育を推進する。

①ソーシャルスキルトレーニングの実施

朝の活動や学級活動等の時間にソーシャルスキルトレーニングを行い、自分と他人では思いや考えが異なることに気づかせ、その中に他人から認められる自分がいることを感じさせることで、自尊感情を育み、明るい学校生活を送らせる。

②ひとりひとりが活躍できる学習活動

学習活動のなかに「ペアトーク」「グループ学習」を取り入れ、児童相互が自分の考えや意見を述べ合う機会を確保することで、自己有用感を高める。

③児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む。

④道徳や特別活動等でソーシャルスキルトレーニングを行い、自分や友達の違いを認め、互いに尊重しあうことのすばらしさに気付かせる。

⑤朝の会や帰りの会等で、自分や友達の「よさ」を互いに賞賛し合える場を設定する。

⑥教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感や成就感を持たせる。

(4) **未然防止、早期発見に努める。**

いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの児童にも起こりうることを認識し、いじめの未然防止、早期発見のために様々な手段を講じる。

①「心のかけ橋」を実施する。

児童が日頃がんばっていることや逆に不安を感じていることなどを、毎月1回小さなメモに書いて教職員に届け、返事を受け取る。文字に書いてやりとりすることで、ふだん自分の気持ちをはっきりと伝えることができない児童も心を開くことができ、安心感を高める効果があると期待している。

②「子どもを語る会」「児童支援会議」を開催する。

毎月「南の子を語る会」「児童支援会議」を開催し、児童の人間関係や生活の様子について、全教職員が課題を共有し、共通認識のもとに生徒指導と児童対応にあたる。

③「生活アンケート」を実施する。

月1回、児童対象に「生活アンケート」を実施し、児童の生活を振り返るきっかけにするとともに、児童の不安感や困り感を担任が把握し、教育相談や生徒指導に生かす。

(5) **組織的に対応するとともに関係機関との連携を強める。**

いじめが発生した場合は、速やかに組織的に対応し、当該児童の安全を保障するとともに、保護者、地域や関係機関と連携し、情報を共有しながら早期解決に努める。

①「いじめ防止対策委員会」を開催する。

いじめの早期発見と未然防止のための措置を実効的に行うため、管理職・生徒指導主任・人権教育主任・教育相談担当者・養護教諭・当該学級担任・SC・SSWIによる委員会を設置する。

②専門機関と連携する。

専門機関（児童相談所・岩美町教育委員会等）と頻りに連絡を取り合い、学校での現況を随時報告すると共に、電話や学校訪問による支援・指導を受ける。

(6) **学校と家庭が協力して指導にあたる。**

①家庭の理解と協力を得る。

いじめ問題が発生した場合は、速やかに状況を確認し必要な措置を講ずる。特に保護者へ学校での取組状況を伝えるとともに、家庭での様子や友だち関係についての情報を収集し、指導に生かす。

②情報を発信し学校への信頼を確保する。

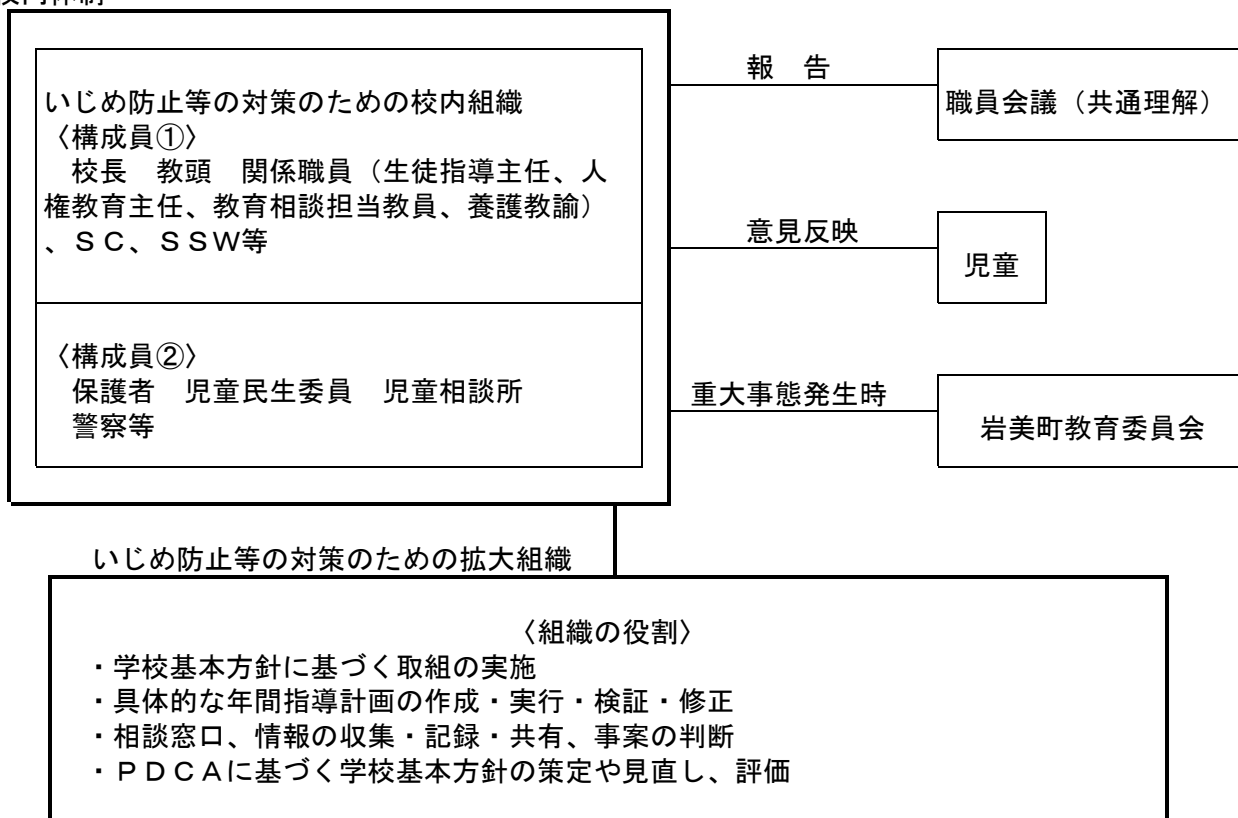
ほぼ毎日更新している学校HP、毎月の学校だより「花みずき」、学級通信等を通して、学校での活動や取組をタイムリーに保護者に発信することで、保護者の学校に対する理解を深め、信頼を得る。

③家庭や地域と連携し、協働していじめの未然防止に努める。

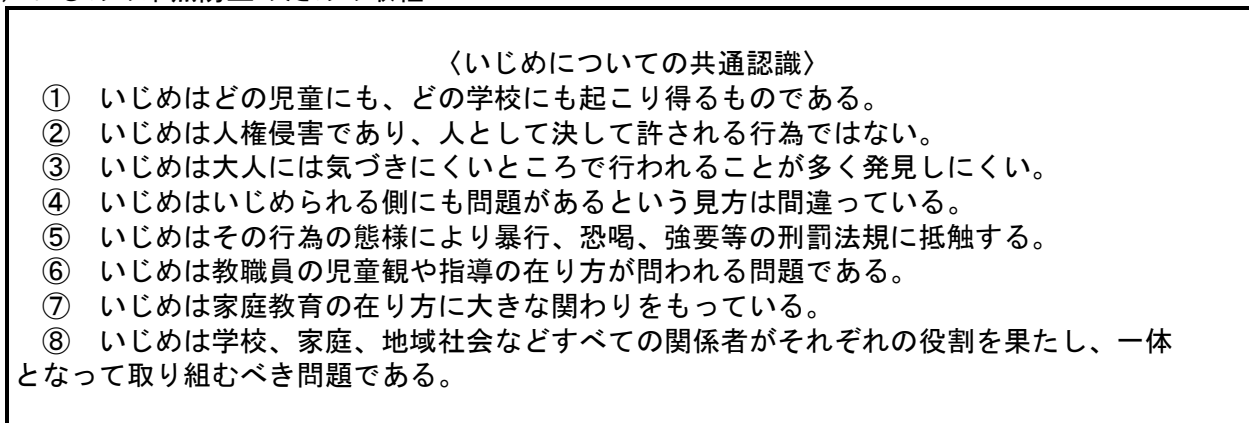
④児童への情報モラル教育と合わせ、「チャレンジデー」の取組と連携して家庭でのテレビやインターネット利用等についての啓発を行う。

2 いじめを未然に防止するために

(1) 校内体制



(2) いじめの未然防止のための取組



3 いじめの早期発見に向けて

(1) **日々の観察と気づき**

児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行う。

○出席をとるときの声、表情の見取り等を行い、児童の小さな変化に気づく。

○目的に応じたチェックリスト等を活用し、児童の小さな変化に気づく。

○日記を活用して、児童の小さな変化に気づく。

(2) **教育相談(カウンセリング)**

児童を対象とした教育相談等を実施する。

○定期的な教育相談週間を設けて、児童の悩みやストレスの解消を図る。

○アンケート「心のかげ橋」を定期的に行い、児童の悩みやストレスの解消を図る。

○スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行う。

(3) **調査アンケート**

実態調査アンケートを、実態に応じて随時実施する。

○I C H e c kテストを定期的に行い、クラス内の人間関係を把握する。

○学校生活アンケートを定期的に行い、いじめの実態を把握する。

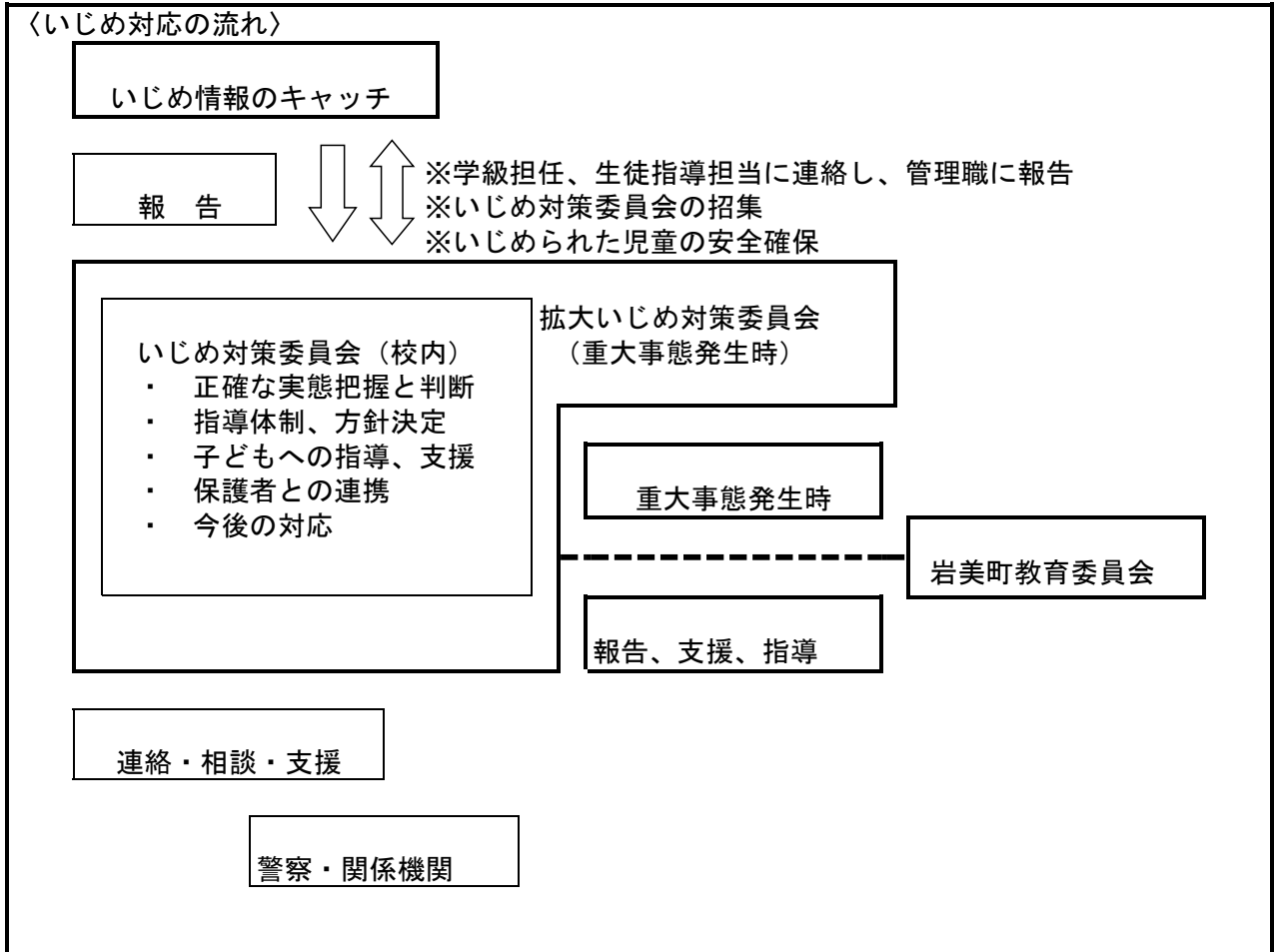
(4) **相談しやすい環境づくり**

児童、保護者にとって、相談しやすい環境をつくる。

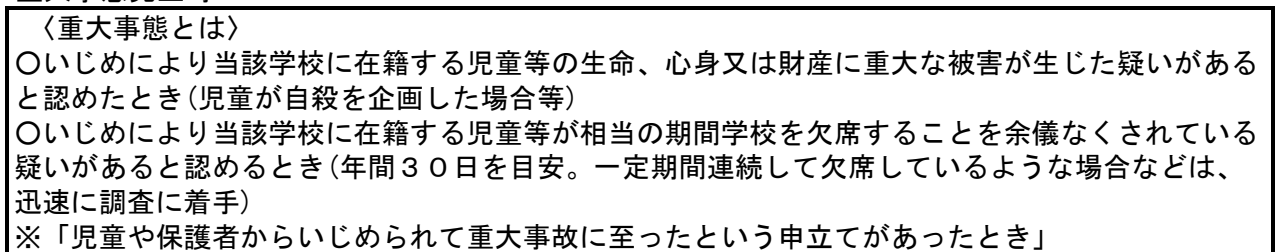
- 相談したことで、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりすることがないよう、対応について細心の注意を払う。
- 本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保障する。
- 日ごろから児童の良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡をし、信頼関係を築くよう努める。**

4 発生しいじめへの組織的な対応

(1) 平常時



(2) 重大事態発生時



(3) 対応の流れ

A [学校を調査主体とした場合] * 学校の設置者の指導・支援のもと

- ① **学校の設置者に重大事故の発生を報告**
- ② **学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断**
- ③ **重大事態の調査組織を設置**

※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

④ 調査組織で、事実確認を明確にするための調査を実施

※いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

※たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合う。

※これまでの学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

⑤ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

※調査より明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で経過報告があることが望ましい)する。

※関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報を盾に説明を怠ることのないようにする。

※得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置をとる。

⑥ 調査結果を学校の設置者に報告(※設置者から地方公共団体の長等に報告)

※いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

⑦ 調査結果を踏まえた必要な措置

B [学校の設置者が調査主体となる場合]

○設置者の指示のもと、資料の提出、調査に協力する。

(4) 対応の留意点

○いじめの発見、対応をしたときには、何が起きていて、どのような対応を行ったかを校内組織の担当者に報告する。

○いじめであると判断されたら、被害児童のケア、加害児童の指導、関係者の保護者への連絡など基本的な流れを設定する。

○いじめの問題を自分たちの問題として受けとめ、主体的に対処できる児童の育成をめざした対応をする。

○「暴力を伴ういじめ」を目撃した場合には、すみやかに止めることを最優先する。一人で制止できそうになれば、他の教職員の応援を求める。

○児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

○学校設置者と連携をとりながら必要な対応を行う。

○当事者の保護者に十分な配慮をして伝える。

○加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず十分な効果をあげることが困難と考える場合、あるいはいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、学校の設置者とも連絡を取り、所轄警察署と相談して対処する。

○ネット上のいじめへの対応は、学校単独での対応が困難と判断した場合には、学校設置者と相談しながら対応を考える。(参考:文部科学省『学校ネットパトロールに関する取組事例・資料集』)必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求めたり、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報したりするなど、外部の専門機関に援助を求める。

5 関係機関等との連携

学校だけで解決が困難な事案については、警察や福祉関係者等の関係機関と連携し、対策を協議し、早期の解決を目指す。

<関係機関>

警察(岩美幹部派出所、駐在)、スクールサポーター、少年サポートセンター、児童相談所、児童民生委員、人権擁護委員 等